

測量等業務共通仕様書（設計業務）の改定の概要について

令和8年2月
鳥取県県土整備部技術企画課

1 国交省仕様書に準じた仕様書の改定

- 現行仕様書は、平成28年10月10日以降起工決裁を行う業務の適用として一部改定したが、国土交通省が仕様書の改定を令和7年3月に行ったため、この改定に併せて最新の仕様書に改定する。

(1) 国交省仕様書に合わせて追加・見直した主な事項

編 章 条	見直し概要
第1編 共通編 第1章 総則 第1102条 用語の定義 第1104条 業務の着手 第1107条 管理技術者 第1108条 照査技術者及び照査の実施 第1109条 担当技術者 第1110条 提出書類 第1128条 再委託 第1131条 個人情報の取扱い 第1140条 保険加入の義務 第1141条 新技術の活用について 第2章 設計業務等一般 第1212条 環境配慮の条件	<ul style="list-style-type: none"> ●4.総括調査員の担当業務を新規追加 ●5.主任調査員の担当業務を新規追加 ●6.調査員の担当業務を新規追加 ●19.「現場説明書」の説明文を新規追加 ●36.「情報共有システム」で作成した、指示、承諾、協議、提出等の場合は、記名がなくても有効とすることを明記 ●県の休日（以下「休日」という）を「休日等」に修正 ●7.管理技術者は「原則として変更できない。」ことを明記。ただし、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合は、発注者の承諾を得ることを明記 ●2.(7)詳細設計における基本事項の照査を「詳細設計照査要領」に基づき実施することを明記 ●3.照査技術者は「原則として変更できない。」ことを明記。ただし、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更する場合は、発注者の承諾を得ることを明記 ●1.担当技術者が複数にわたる場合、適切な人数として3名迄とすることを明記 ●3.登録できる技術者は、3名迄とする記述を追加 ●2.「軽微な部分」は、ワープロ、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理等、その他特記仕様書に定める事項を明記 ●1.「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」を追加 ●9.(1)個人情報の秘匿性等に応じ、個人情報の管理の状況を年1回以上発注者に報告、また再委託する場合は、個人情報の秘匿性等に応じ年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告することを明記 ●雇用者等を雇用形態に応じ保険の加入を新規追加 ●新技術情報提供システム（NETIS）等を利用し、活用することが有用なNETIS登録技術が明らかになった場合、報告することを新規追加 ●4.「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」に配慮した設計を行う記述を追加
第2編 河川編 第1章 河川環境調査 第3節 河川水辺環境調査 第2111条 河川水辺環境調査の区分 第2112条 魚類調査 第2118条 河川環境基図作成調査 第2120条 河川水辺総括資料作成調査 第2121条 成果物	<ul style="list-style-type: none"> ●(1)生物調査を基本調査に修正 ●見出しの「魚介類調査」を「魚類調査」に修正 ●見出しの「河川調査」を「河川環境基図作成調査」に修正 ●1.「河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況」を追加 ●河川水辺の国勢調査結果の総括資料を作成することを新規追加 ●「2部納品するものとする。」を「「オンライン電子納品試行要領」に基づき受注者が希望する場合にオンラインにて納品を行うものとする。」に修正

編 章 条	見直し概要
<p>第2章 河川調査・計画 第12節 洪水予測システム検討 第2220条 洪水予測システム検討</p> <p>第3章 河川構造物設計 第3節 護岸設計 第2307条 護岸詳細設計</p> <p>第4節 樋門設計 第2310条 樋門詳細設計</p> <p>第4章 水文観測業務 第1節 総則 第2節 水文観測所保守点検 第3節 流量観測 第4節 水位流量曲線作成 第5節 水文資料整理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●2.(3)12)「洪水予測システムチェックリスト(案)(国土技術政策総合研究所・平成22年5月)に基づき」を追加 ●2.(3)周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を、基本事項の決定に反映させることを追加 ●2.(5)5)機械関係(金物)の詳細設計は含まないこと、及び操作制御方式の検討、機器配置検討、操作制御設備の配線図の作成等は、別途設計図書に示される業務内容として行うことを追加、並びに④管理橋を新規追加 ●水文観測業務を新規追加
<p>第3編 海岸編 第1章 海岸構造物設計の種類 第11節 成果物 第3136条 成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●「2部納品するものとする。」を「「オンライン電子納品試行要領」に基づき受注者が希望する場合にオンラインにて納品を行うものとする。」に修正
<p>第4編 砂防及び地すべり対策編 第1章 砂防環境調査 第1節 砂防環境調査の種類 第4105条 鳥類調査 第5節 成果物及び貸与資料 第4111条 成果物</p> <p>第2章 砂防調査・計画 第2節 砂防調査 第4203条 土砂・洪水氾濫対策調査</p> <p>第4204条 土石流対策調査 第4205条 流木対策調査 第4206条 火山砂防調査</p> <p>第3節 砂防計画 第4208条 土砂・洪水氾濫対策計画</p> <p>第4209条 土石流対策計画 第4210条 流木対策計画</p> <p>第4211条 火山砂防計画</p> <p>第3章 砂防構造物設計 第2節 砂防堰堤及び床固工の設計 第4304条 砂防堰堤及び床固工詳細設計</p> <p>第5節 護岸工の設計 第4315条 護岸工詳細設計</p> <p>第7節 成果物 第4319条 成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●2.「(5)照査」を新規追加 ●「2部納品するものとする。」を「「オンライン電子納品試行要領」に基づき受注者が希望する場合にオンラインにて納品を行うものとする。」に修正 ●見出し及び1.の「水系砂防調査」を「土砂・洪水氾濫対策調査」に変更 ●2.(4)「航空レーザ測量成果」を追加 ●2.(5)及び2.(8)「水系砂防調査」を「土砂・洪水氾濫対策調査」に変更 ●2.(5)及び2.(8)「水系砂防調査」を「土砂・洪水氾濫対策調査」に変更 ●2.(6)「水系砂防調査」を「土砂・洪水氾濫対策調査」に変更 ●見出しの「水系砂防計画」を「土砂・洪水氾濫対策計画」に変更 ●1.、2.(6)の「水系砂防計画」を「土砂・洪水氾濫対策計画」に変更 ●1.、2.(3)、2.(3)2)、2.(3)3)、2.(6)、3.(1)の「水系砂防調査」を「土砂・洪水氾濫対策調査」に変更 ●2.(7)「水系砂防計画」を「土砂・洪水氾濫対策計画」に変更 ●2.(6)「水系砂防計画」を「土砂・洪水氾濫対策計画」に変更 ●3.(4)「既往砂防施設についての資料」を新規追加 ●3.(5)「航空レーザ測量成果」を新規追加 ●3.(6)「業務に関連する既往調査報告書」を新規追加 ●2.(9)「水系砂防計画」を「土砂・洪水氾濫対策計画」に変更 ●3.(5)「航空レーザ測量成果」を新規追加 ●3.(6)「業務に関連する既往調査報告書」を新規追加 ●2.(4)1)「⑥流末処理工」を新規追加 ●2.(4)2)1)本土工等の詳細に必要な設計計算を行った設計図の作成を削除 ●2.(7)2)「配置設計諸元」を「設計条件」、「設計基本条件」を「基本事項」に変更 ●(1)1)「予備設計の成果表」を「砂防堰堤及び床固工予備設計の成果物」に変更 ●(1)2)「詳細設計の成果表」を「砂防堰堤及び床固工詳細設計の成果物」に変更 ●(2)1)「予備設計の成果表」を「溪流保全工予備設計の成果物」に変更 ●(2)2)「詳細設計の成果表」を「溪流保全工詳細設計の成果物」に変更

編 章 条	見直し概要
<p>第4章 地すべり対策調査・計画・設計</p> <p>第2節 地すべり調査</p> <p>第4403条 地すべり予備調査</p> <p>第4404条 地すべり概査</p> <p>第4405条 地すべり機構解析</p> <p>第3節 地すべり対策計画</p> <p>第4406条 地すべり対策計画</p> <p>第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計</p> <p>第2節 急傾斜地調査</p> <p>第4503条 急傾斜地予備調査</p> <p>第4504条 急傾斜地概査</p> <p>第4505条 急傾斜地機構解析</p> <p>第3節 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>第4506条 急傾斜地崩壊対策計画</p> <p>第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計</p> <p>第4510条 成果物</p> <p>第6章 雪崩対策調査・計画・設計</p> <p>第4節 雪崩防止施設設計</p> <p>第4608条 雪崩防止施設詳細設計</p> <p>第4609条 成果物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (4)1「予備設計の成果表」を「護岸工予備設計の成果物」に変更 ● (4)2「詳細設計の成果表」を「護岸工詳細設計の成果物」に変更 ● (5)1「予備設計の成果表」を「山腹工予備設計の成果物」に変更 ● (5)2「詳細設計の成果表」を「山腹工詳細設計の成果物」に変更 ● 2.(5)照査を新規追加 ● 2.(7)照査を新規追加 ● 2.(10)照査を新規追加 ● 2.(5)照査を新規追加 ● 2.(5)照査を新規追加 ● 2.(6)照査を新規追加 ● 2.(7)「崩壊（危険）」を「急傾斜地崩壊（危険）」に修正 ● 2.(10)照査を新規追加 ● 2.(5)照査を新規追加 ● (1)急傾斜地予備調査、(2)急傾斜地概査、(3)急傾斜地機構解析、(4)急傾斜地崩壊対策計画、(5)急傾斜地崩壊防止施設予備設計を新規追加 ● 2.(7)3「基本事項に基づき、最適案を選定した結果について」を「詳細設計に必要な設計細部条件の設計方針・設計手段及び全体一般図について」に修正 ● (1)雪崩予備調査、(2)雪崩解析調査、(3)雪崩防止施設計画、(4)雪崩防止施設予備設計、(5)雪崩防止施設詳細設計を新規追加
<p>第5編 ダム編</p> <p>第1章 ダム環境調査</p> <p>第3節 ダム湖環境調査</p> <p>第5111条 ダム湖環境調査の区分</p> <p>第5112条 魚介類調査</p> <p>第5113条 底生動物調査</p> <p>第5114条 動植物プランクトン調査</p> <p>第4節 成果物</p> <p>第5120条 成果物</p> <p>第8節 岩盤試験</p> <p>第5319条 岩盤試験の基本的事項</p> <p>第5321条 岩盤変形試験</p> <p>第9節 孔内観察</p> <p>第5322条 孔内観察</p> <p>第8章 その他</p> <p>第4節 コンクリート配合試験・解析</p> <p>第5809条 コンクリート配合試験・解析</p> <p>第5節 グラウチング試験・解析</p> <p>第5810条 グラウチング試験・解析</p> <p>第6節 グラウチングデータ整理・解析</p> <p>第5811条 グラウチングデータ整理・解析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● (1)「生物調査」を「基本調査」に変更、①「魚介類調査」を「魚類調査」に変更、④「(植物相調査)」を追加、「⑧ダム湖環境基図作成調査」を新規追加 ● 1.「魚介類」を「周辺における魚類」に変更 ● 2.(3)1「調査対象ダム湖及び」を「調査対象ダム湖及びその周辺」に修正 ● 1.「ダム湖における」を「ダム湖及びそのその周辺における」に修正 ● 1.プランクトンの「生息状況」を「生息・生息状況」に修正 ● 3.「2部納品するものとする。」を「「オンライン電子納品試行要領」に基づき受注者が希望する場合にオンラインにて納品を行うものとする。」に修正 ● 「原位置岩盤試験法の指針-平板荷重試験法-せん断試験法-孔内荷重試験法-(土木学会・平成12年12月)」の基準書を括弧書きで記載 ● 1.「原位置岩盤試験法の指針-平板荷重試験法-せん断試験法-孔内荷重試験法-(土木学会・平成12年12月)」の基準書を括弧書きで記載 ● 2.(3)孔壁解析図に（孔壁展開画像）を括弧書きで追加 ● 2.(4)3)試験方法を追加 ● 2.(2)基準書の名称を追加 ● 2.(1)基準書の名称を追加

編 章 条	見直し概要
<p>第6編 道路編</p> <p>第1章 道路環境調査</p> <p>第2節 成果物</p> <p>第6110条 成果物</p> <p>第2章 交通現況調査</p> <p>第2節 交通量調査</p> <p>第6203条 単路部交通量調査</p> <p>第3章 道路網・路線計画</p> <p>第3節 交通量推計調査</p> <p>第6303条 交通量推計調査</p> <p>第4章 道路設計</p> <p>第2節 道路設計</p> <p>第6403条 道路概略設計</p> <p>第6408条 道路詳細設計</p> <p>第3節 歩道設計（自転車歩行者道を含む）</p> <p>第6410条 歩道詳細設計</p> <p>第6節 道路休憩施設設計</p> <p>第6420条 道路休憩施設予備設計</p> <p>第7節 一般構造物設計</p> <p>第6424条 一般構造物詳細設計</p> <p>第8節 盛土・切土設計</p> <p>第6427条 盛土・切土設計の区分</p> <p>第6428条 盛土・切土予備設計</p> <p>第6429条 盛土・切土詳細設計</p> <p>第5章 地下構造物設計</p> <p>第3節 共同溝設計</p> <p>第6510条 シールド共同溝予備設計</p> <p>第7章 トンネル設計</p> <p>第5節 トンネル設備設計</p> <p>第6715条 トンネル設備詳細設計</p> <p>第8章 橋梁設計</p> <p>第2節 橋梁設計</p> <p>第6803条 橋梁予備設計</p> <p>第6804条 橋梁詳細設計</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「2部納品するものとする。」を「「オンライン電子納品試行要領」に基づき受注者が希望する場合にオンラインにて納品を行うものとする。」に修正 ● 2.(3)「交通量調査」を「交通量観測」に変更 ● 3.(7)「配分計算に必要となる諸条件に関するデータ」を新規追加 ● 2.(3)「比較3案」を「比較案（3案を基本とする）」に変更 ● 2.(8)「照査技術者」を「受注者」に、「管理技術者に提出する」を「照査を実施する」に変更 ● 2.(5)「(照明施設は除く)」を追加 ● 2.(13)2「支承物件（地下埋設物等）」を追加 ● 2.(2)現地調査に「排水系統、用地境界」を追加 ● 2.(9)2支承物件（地下埋設物等）を追加 ● 2.(5)土留工（仮設）の詳細設計の内容を追加 ● 盛土・切土設計の区分を新規追加 ● 盛土・切土予備設計内容を新規追加 ● 盛土・切土詳細設計内容を新規追加 ● 2.(7)セグメント高さ、分割数、継ぎ手種別等を追加 ● 2.(7)3「消火用水が必要な場合」を追加 ● 3.(7)環境影響評価報告書を新規追加 ● 2.(13)仮橋、仮栈橋の詳細設計内容を追加 ● 3.(9)環境影響評価報告書を新規追加

(2) 県独自基準の廃止

編 章 条	見直し概要
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1108条の2 配置技術者等の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の条文で記載されている為

(3) その他

○概要の表記の修正、諸基準の改定に伴う修正、JIS 名称変更、誤植等の軽微な内容の変更については、新旧対照表によることとする。